

銃砲刀剣所持等取締法が改正されました

「平成21年1月5日」から刃渡り5.5cm以上の剣(ダガーナイフなど下の図のような両側に刃がついた刃物)は所持が禁止されています。



平成21年1月5日時点で、刃渡り5.5cm以上の剣を所持している方は、「平成21年7月4日」までに廃棄するなどの措置をお願いいたします。

「にせ税理士」にご注意！

所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告の時期になりました。決算書や申告書などの税務書類の作成等を依頼する場合は、その人が正規の税理士であるか、よく確認してから依頼しましょう。結果的にあなた自身が大きな被害を受けることになります。十分にご注意を！

詳しいことは、阿蘇税務署 ☎22-0551までお尋ねください。

阿蘇中部斎場(火葬場)霊柩車使用有料化のお知らせ

4月1日より下記のとおり阿蘇中部斎場の霊柩車使用につきまして是有料化されます。住民の方々のご理解ご協力をお願いいたします。

霊柩車使用料 5,000円(1体)

◎霊柩車使用については、阿蘇市役所、内牧支所、波野支所での火葬受付の際に使用の有無をご記入ください。
◎使用については、阿蘇市に住所を有する方で、阿蘇中部斎場までの搬送に限ります。

※問い合わせ先 阿蘇広域行政事務組合総務課 ☎245111

定額給付金の給付を
よそおった
「振り込め詐欺」や
「個人情報の問い合わせ」に
ご注意ください

・市町村などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対ありません。

・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

・市町村などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

郵便や電話を含め、怪しいと思うことがありましたら、その相手の携帯番号や口座番号をメモし、直ちに警察署までお知らせください。

阿蘇警察署 ☎22-5110

阿蘇市役所では、消費生活相談室を毎日(平日)開設しています。内牧支所でも、第1、第3水曜日の10時から15時まで開設しています。

訪問販売、電話勧誘販売、サラ金・クレジットの多重債務問題などの消費生活に関するトラブルをお受けします。

多重債務問題は必ず解決できます！

困ったなと思ったら、
まず相談！

お電話ください！



阿蘇市消費生活相談室 TEL22-3364